

平成28年度

東近江市農業委員会
第4回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成28年9月26日（月）午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所 新館319議室
3. 出席委員 18人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	11	欠
2	出	12	出
3	出	13	出
4	欠	14	出
5	出	15	出
6	出	16	出
7	出	17	出
8	出	18	出
9	出	19	出
10	出	20	出
会長		議長	15番委員

4. 農業委員会事務局職員

局長	出
次長	出
主幹	出

5. 議題

- (1) 平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）について
- (2) 農地利用状況（遊休農地等）調査の荒廃区分判定について
- (3) 各種小委員会の委員の選任について

6. 会議の概要

議 長 ただ今から、東近江市農業委員会 平成28年度第4回農業振興部会を開会致します。
部会の現数20名のうち、現在の出席者数は18名、欠席者数は2名であり、この部会は成立致します。
続きまして、議事録署名委員の指名であります。
議席番号7番 ●● ●●●委員、8番 ●● ●●委員を指名致します。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、協議事項に入ります。
最初に、平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）についてを議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 去る8月25日に開催いたしました農業振興部会において、意見書の案を提案させていただき、委員の皆様からご意見をお伺いしたところです。また、9月12日に開催された農地部会でも説明をさせていただき、ご意見をいただきながら進めてまいりました。これらを踏まえ一部修正を行いましたので、本日皆様にご確認をいただきたいと思っております。
修正した箇所についてですが、まず1ページをお開きください。
1. 担い手の育成・確保の中の②、「小規模な集落営農組織に対しても、不利益とならないよう機械導入や営農組織を維持するための支援制度を創設されたい」という形に修正しています。
続いて4ページですが、前回の農振部会でもたくさんのご意見をいただいた、2. 「（仮称）地域農業戦略推進会議」の設置についてです。これについては、非常に重要な会議であるということで、委員の皆様からもご意見をいただきました。現状を踏まえた中で推進会議の開催をということで、①の4行目からですが、当市における農政部局の現状を明確に付け加えておりまして、「しかしながら、農業組合長会議は、年1回市全体で開催されるにとどまり、以降は施策や補助に対し文書中心で周知が図られる程度で、市農政の方向性や他地域の状況を知る機会、地域の課題を聞いてもらう機会がない状況です。」という形にさせていただきました。
続いて6ページです。4. 遊休農地の解消の中の②について、それぞれ事業名等を確認し、補助事業名の訂正をしています。
以上が今回の提案に際し修正いたしました部分の説明となります。
また、ページには入っていませんが、最終のところ8月25日の農振部会でいただいたご意見をまとめています。
本日、この農振部会でご意見を賜わり、その後役員会に最終お諮りし、委員の皆様のご意見を踏まえまして、市長・市議会へ提出していきたいと考えています。
説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）について、ご意見をいただきたいと思います。

議長 無いようですので、平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）については、ご承認いただいたものといたします。
今回お出しいただいた意見も踏まえ、事務局で意見書の素案を再度修正していただきます。その後、役員会へもお諮りしたあと、市長・市議会へ意見書の提出を行っていきます。

議長 続いて、農地利用状況（遊休農地等）調査の荒廃区分判定についてを議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地利用状況（遊休農地等）調査の荒廃区分判定について説明をさせていただきます。
A3判の資料については、皆様のご協力を得て8月4日に実施させていただいた全体調査の結果、B分類と判定された農地を一覧表にまとめたものです。また併せて、調査時に各班で撮影いただいた現況写真と、農地周辺の状況を確認していただくため航空写真を見ていただきながら進めていきたいと思っております。
7月25日の農業振興部会において、全体調査の実施について協議いただきました。その折に、B分類と判定した農地の取扱いについて委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。今年度については、遊休農地と判定したA分類、B分類の両方の農地について地域調査を実施することとし、農業組合長様に調査を依頼して確認を行っていただきました。
また、全体調査においても、全ての対象農地について最終調査をしていただいたところで、
本日は、全体調査でB分類と判定された農地について最終判定を行っていただき、今年度以降の判断基準とさせていただきますと考えています。
B分類の筆数は333筆ありますが、1団地として調査をしていただいているところもありますので、よろしくをお願いします。
それでは、資料をご覧ください。一番左の農地番号は通し番号で表記しています。その隣は、8月4日に調査いただいた調査チームの番号、また地域調査の結果区分については、昨年度から遊休農地で拳がっている農地を「継続」という表記をしています。また、今回の地域調査で新たに発生した遊休農地は「新規」という表記をしています。その隣の地区、大字、小字、地番については農地の場所を示しており、その隣には、現況地目、台帳（登記）地目を表記しています。またその隣には面積、所有者の表記もしています。
中央の「農地属性」欄についてですが、市街化区分については、都市計画法の市街化区域を「市」で表記し、「調」は調整区域を表しています。空欄は、都市計画法の未線引区域、または都市計画法の区域外ということです。永源寺地区、愛東地区、湖東地区が空欄に該当しています。
その隣の「農振区分」ですが、「農」と表記しているものは農振農用地で、一般的に「青地」と言われる農地を指します。また、「他」という表記については、

農振農用地以外ということで、一般的には「白地」と言われる農地です。「外」の表記については、農業振興地域外ということになっています。

その隣に「H27区分」と表記された部分は、昨年度全体調査により遊休農地として確定した荒廃程度を「A」、「B」で表記しています。空欄については新規発生したもののご理解ください。

さらにその右側に「H28区分」ということで、荒廃程度区分を「B」分類のみに絞って今回は表示しています。そして、調査時に調査票に記入いただいた「農地の状況」をこちらに表記しています。その右側に、「農地の荒廃の程度」ということで、全体調査時に作成いただいた調査票の内容を表記しています。それでは、これからスクリーンを見ていただきながら、この資料の内容について説明していきたいと思います。

まず遊休農地の判断区分ですが、調査前にも確認させていただいているとおり、「A」分類については再生利用が可能な荒廃農地、「B」分類については再生利用が困難と見込まれる荒廃農地ということ、今回最終判定をいただく「B」分類については、森林、原野化しているなど農地に復元して利用することが不可能な土地をいうということ、また具体的にはその土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものということで、詳しくお示ししています。

また、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる農地については、「B」分類と判定いただいたものです。ただし、注意書きにも書いてあるとおり、集団的なまとまりがある農地の中に存在する耕作放棄地はこのB分類には含まれないということです。それでは農地の状況の説明に入ります。

遊休農地一覧表の農地番号順に、八日市地区から各地区で区切って、1筆又は1団地ごとに、航空写真及び農地の現況写真を液晶プロジェクターでスクリーンに映しながら説明を行った。

※1番から20番まで、八日市地区について説明

事務局 八日市地区の遊休農地について、B分類の最終判定とさせていただいてよろしいでしょうか。

10番 今堀町の農地については周りが全て田んぼですが、B分類と判定したらそこは林野化し、林を造ってしまうことにならないか。小動物の住み処になり獣害被害を拡大させることになるのではないかと。B判定にすることで周囲の環境を悪化させるのではないかと思うが。無理にでも草木を刈ってしまうくらいの強い思いがないと、周りの農地や住宅が困ることになるのではないかと。

事務局 今回、地域の状況についても農業組合長様に調査をしていただき、その現状を確認いただいているところです。例年、遊休農地を確定すると、農業委員の皆様には、遊休農地解消の実践活動にお取り組みいただいておりますが、B判定農地の課

題解決については、一步も前に進むことができないという現状もあります。ただおっしゃるとおり、そういう農地が増えることにより、周辺環境は大きく変わってくることも事実だろうとは思いますが、今回B判定ということで全体調査を終えていただいておりますので、調査結果としては今の状況での判定ということで、今後の大きな課題ではありますが、現時点でその解消に結びつけていくというのは非常に困難な状況であるのも事実と考えます。

どのように解消に向けて進めて行くのが一番よいのか、という意見もありましたらぜひご提案をお願いします。

※21番から229番まで永源寺地区について説明

事務局 以上の永源寺地区の状況についてご意見等ありましたらお願いします。

事務局 今、八日市と永源寺を見てもらいましたが、どれを見てても山林、原野化しています。ただ、先ほど言われたように、健全な農地がある中にひょこっと遊休農地がある。それだけを見たら木が生えて簡単には戻らない。この今堀のような農地をどう取り扱うか。B判定となると、今後もう調査もしない。解消の働きかけもA判定しかしない。ただ非農地判定はしていないので、あくまで農地の扱いとなります。転用であれば当然、顛末も含め許可を取ってもらうことが必要となります。今堀町の農地は周りの優良農地に悪影響を与えないか、その辺を見てもらえばいいのかなと思います。永源寺地区の農地は山に近いところばかりですので、地元で頑張っていたと思いますが、これを何とかするのは困難であり、Bで妥当だろうと思います。これから平地の地域を見ていただきますが、その土地の現状と周りとの関係を見ていただいて、今後指導もなしで放置しても周りの農業には問題ないだろうと考えられるものをB判定とする。優良農地の真ん中にぽつんとあり、周りの農地に悪影響があるだろうと思われるものは、現状はBでも、Aにしておいて、なかなか難しいですが、指導対象に入れておくと。そういう感じで見えていただき、ご指摘があればその都度言っていただければと思います。

5番 永源寺の杠葉尾地域ですが、去年と今年で、見た感じはそんなに変わらないかなと思うが、去年のAから今年B判定にされた判断の違いはどういうことだったのでしょうか。

8番 調査に行ったら思ったのですが、去年A判定になったのが不思議だなと思うような土地で、場所を探すのが大変でした。苦労して探して、ここが農地か、というようなところばかりでした。昔、国の政策で米を作れということで、元々できないようなところで作っておられた。本当にご苦労されたのだろうと思います。

事務局 杠葉尾においても、木が生えて山と変わらないところもあるのですが、元々小さい既成田で、水路もしっかりしていない。その中で、草も背丈ほどに生えており、その株もかなり大きくなっているような状況です。今年調査に行っていただくに当り、そのようなところは特に、毎年状況がほぼ変わらないようなところですので、B判定ということにしています。今、遊休農地扱いをしているのはA判定農地で、B判定は戻らないという前提がありますので、補助金等の関係があるのも

全てA判定農地のみです。Bは除くとなっているため、今年から、調査いただいて全体会議で厳密にBと判断いただくということにさせていただきました。

- 7番 甲津畑でも、写真を見ていただくと、草丈が1m以内で、ひよっとしたらA判定でいけるかなと思う農地もありましたが、今年調査に行って、考え方を変えた部分が3つあります。1つは、用水路がほとんどない田が多く、そういうところは戻すのは困難。もう1つは、機械が入らない山の中にある田んぼ。作業ができない。あと1つは、人の問題。Aにしたところで、集落に作る人がいない。草刈等の保全管理の状況だけではなく、その3つを考慮に入れてAをBに変えました。逆にいえば、Bになっていても条件によって復活できる田もあるということで、A、Bの判定は非常に難しい。草の長さだけではなく、周りの状況も見て判断し、指導する農地とするのかどうかを判断するのは、調査に行った委員で決めないと思う。これからは、周りの状況を見てどう判断するのが大事なと思う。
- 10番 女性部の勉強会などで色々話をすると、永源寺地区の委員から「人の農地を勝手に復元できないと判断しないでほしい。私たちは本当は作りたい。」と言われる。作りたくても作れないというのが永源寺の人たちの実情ということ。私達委員がB判定にして放ってしまうということではなくて、住民の意見をしっかり聞いてからでないと、勝手な判断はできないなと強く感じた。
- 7番 非農用地の申請をなささいという指導も難しい。山の中は草があまり伸びないので、10年程昔の1mくらいの雑草の状態のまま。それをずっとA判定にしておいたが、今回、まわりの条件を見るとB判定であると判断した部分が結構ある。
- 6番 私達のところでも、ほ場整備外で、獣害があり作り手がない。遊休農地から外しても誰も作ろうと手を上げない。お金をかけて田に戻しても、また遊休農地化してしまう。以前のように、市で鳥獣害に強い品目を選んで進めてもらえばできるかもしれないが、現状の野菜や米では作る者がいないというような状況であるが、農業委員だけで決めるのは難しいので、地元の農業組合長なり地域の意向を十分聞いた中で判断しないと、山裾と平地では全く状況が異なるので、問題が起こる。
- 事務局 Bはあくまで農地で、簡単には戻らないと判断しているもので、その先に非農地判定があり、これは当然、地域の意向や農振区域の青地の状況を十分考慮した中で、判定しなければいけないと考えています。農業委員会が勝手に非農地判定するという考えはないということです。ただ、遊休農地の区分としては、周りの優良農地に影響を及ぼさないものはB。影響を及ぼす恐れがあるものはAにしておいて、指導の対象範囲に留めておく、という考え方です。
- 事務局 続いて、五個荘地区の方から説明させていただきます。今回航空写真を入れていきますのも、集落の中で農地がどのような状況にあるかを見てもらいやすくするためですので、そちらも見ていただきながらご意見を賜りたいと思います。

※230番から256番まで五個荘地区について説明

事務局 ここからは筆数が少なくなりますので、このまま続けて最後まで進めさせていただきます。
次に、愛東地区の農地を説明させていただきます。

※257番から305番まで愛東地区について説明

事務局 続いて、ここから湖東地区の説明をさせていただきます。

※306番から307番まで湖東地区について説明

事務局 続いて、蒲生地区に移らせていただきます。

※308番から333番まで蒲生について説明

事務局 以上が今年度全体調査で、B分類と判定いただいた農地の状況です。
ここからは、意見交換の場とさせていただきますので、皆様の方からご意見を賜
わりたいと思います。

議長 事務局からの説明は終わりました。全体として意見をいただきたいと思います。

12番 色々な山林化した農地を見せてもらったが、私もそういう土地を預かっていて、
この前草刈をしたが、とても刈れたものではない。今まで農業委員会が、A分類
の地主に対しては指導していたと思うが、それがB分類になる。そのような農地
の地主からはどのような回答が返っているのか教えてほしい。

事務局 昨年度、B分類で解消実践活動に取り組みをいただいている農地については、各
グループで調査書を出していただいておりますが、回答が返ってくるのが少ない状
況です。その回答の中を見ますと、やはり誰かに売りたいとか、もう所有もした
くない等の希望をされている方が多く見受けられます。また、借り手をさがして
ほしいという方もおられますが、現状は耕作することが困難な農地が多いとい
うこともあり、なかなか解消に結びついて行かない状況です。

12番 これからは草刈をしなければ、当然あのような状態になる農地が遊休農地として
あがってくるのではないかと懸念している。やはり手入れをして初めて農地に戻
せるが、あの状態では戻すのは困難。調整区域でも集落の中でも同じだ。農業委
員会から地主に指導がされても全然対応されなかったなのであの状態になってい
る。所有者の高齢化や不在などで、これから中野地区でも出てくると思う。それ
をくい止める方法を、我々としても考えることが必要ではないかと思う。いかに
そのような農地を増やさないか、守っていくことが農業委員として必要だと思
う。

事務局 農地利用の最適化ということが農業委員会の業務に入りましたが、担い手や地域

ぐるみでの取り組みを農業委員としても啓発をお願いしたい。作り手がないとどうしようもないということです。

5番 土地改良ができていないと、形状が悪く、農道もない田が多いという状況で、担い手がいても作らない。まず、ほ場整備が1番の条件だと思う。中野地区では近江鉄道沿線の集落との間の農地が、道も狭くトラクターやコンバインなどの機械が入らないということで、草刈だけやっておられるところがある。鉄道沿いに10m程の道路を整備すれば田として耕作できるのではないかと思う。また、公共施設が隣にあるような農地は放置されているということもある。今堀や今崎などについては、圃場整備が必要と思う。

10番 集落の中でB判定の遊休農地があった。ある研修会で聞いた話ですが、神奈川県では市街化区域で遊休農地になった土地は、市が強制的に草刈を行い、1反当たり4万円の負担金を地主に請求するという。地主はそれが大変なので、例えば2万円払うから誰かに作ってほしいと頼むようになってきているということらしいです。どこまで事実かは分からないが、市街化区域については条例ででもやらないといけない場合もあると思う。地主の怠慢で周囲に迷惑を掛けている遊休農地であれば、迷惑料を払ってもらうような対応もよいのではないかと思う。

5番 シルバー人材センターが管理しているケースはあるのか。年間いくぐらいでされているのか。

10番 シルバーに頼んで草を刈ってもらっているところが私の集落でもあるが、費用は分からない。先ほどの話は、都会の市街地でのケースの話。

事務局 それは多分、特定空家とかのことではないでしょうか。市街地で草が茂っていると、火災の恐れとか周りの住民への直接的な被害が想定される場合、行政が先に強制的に刈ってしまっ、後で応分の負担を所有者に徴収するということだと思います。周囲の人の日常生活に危機的な状況を与えるということであれば、そこまでやるということも考えられますが、今の東近江市ではそこまではないのかなと思います。

10番 市主催の講習会の中での講師の話だったので、農地での話だということでした。

6番 旧の愛東町で、外から畑作でよく入ってこられる地区があり、たくさんの畑があったが、住宅地になり家が建ってきて、農地を管理しない農家が出てきた。町が環境整備の勧告をしても草刈をされない場合は、町が草刈をして費用を取るということをやったことがあった。そうすると、不在農家も年1回は草刈をされるという状況になり、周りの住民も喜んでもらったということもある。だから、今のようなことは大事なことだと思う。市がどのような姿勢を持つかということ。

議長 いろいろご意見をいただきました。
B分類にしたからもう何も指導しないということではなくて、やはり適切な指導

をしていかないといけないと思います。山間部では耕作していないと、大雨で土砂崩れが起こったりしますので、B分類でも一定、地元の意見を聞くなりしていくことが必要と思います。

3番 来年度は農業委員が半減するという事なので、8月の全体調査では、B判定した農地はもう回らない等、今後の調査方法が決まっていれば教えてほしい。

事務局 今回、B分類の最終判定を農振部会でお諮りしているのは、農地としては農地台帳で管理していきますが、来年度以降、遊休農地の調査対象からは外していくという考えです。
ただし、地域調査において、改善されたことについては報告いただくという形で今後も農地として管理はしていきます。

議 長 他にご意見等はありませんか。
ないようですので、農地利用状況（遊休農地等）調査の荒廃区分判定については、ご承認いただいたものといたします。

議 長 続いて、各種小委員会の委員の選任についてを議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 各種小委員会の委員の選任につきましては、平成26年9月25日開催の農業振興部会で編成された各部会の議席順で提案させていただきます。
農林水産まつり検討委員会は、農業振興部会から● ●●委員、●●委員の2名でお願いしたいと思います。農地部会からは、●●委員、●●委員。女性部会からは●●委員、●●委員の6名の方を選任させていただきたいと思います。
また、今年度の農林水産まつりについては10月30日（日）に開催を予定されており、現在実行委員会で準備が進められていますので、よろしくお願ひしたいと思います。
もう一つの小委員会、農業委員会だより編集委員会ですが、こちらは農業振興部会から選出いただくことになっておりますので、今年度については、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の4名の方を選任させていただきたいと思います。それぞれの委員の皆様にはお世話になりますが、どうかよろしくお願ひします。また、委員の皆様には、改めて委員会等のご案内をさせていただきますので、ご出席をよろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
農林水産まつり検討委員会、「農業委員会だより」編集委員会の選任させていただきました委員の皆様は、お世話になりますがよろしくお願ひいたします。

議 長 本日の議題、全般を通してご質問等ございませんか。
特に質問等ないようですので、本日の協議事項は終了といたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 30 分終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

7 番

8 番